

第2章 高知県の教育等の現状と課題

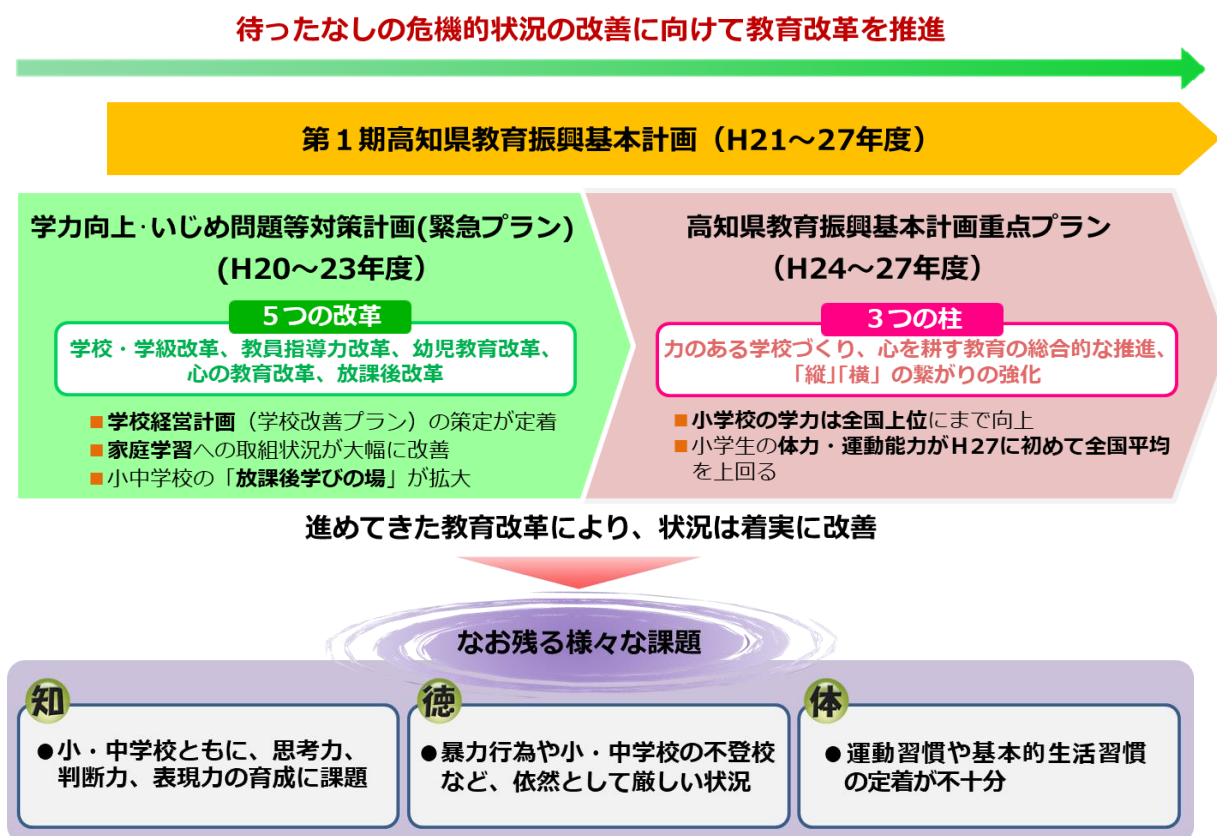


産業系専門高校（農業高校）

第2章 高知県の教育等の現状と課題

1 これまでの高知県の教育（H20～27年度）

平成19年度全国学力・学習状況調査や平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を受けて、本県では「待ったなし」の危機的な状況（全国最低水準の児童生徒の学力・体力、生徒指導上の諸問題の状況）の改善に向け、下図の教育改革を推進してきました。その結果により、本県の抱える教育課題は着実に改善してきましたが、「小・中学校ともに、児童生徒の思考力、判断力、表現力の育成が不十分である」、「暴力行為や不登校等が厳しい状況である」など、課題が残るといった状況でした。



2 第1期教育等の振興に関する施策の大綱（H28～R元年度）に基づく取組の成果・課題

(1) 第1期教育等の振興に関する施策の大綱の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により平成27年度から設けられた高知県総合教育会議において、本県の教育課題の解決に向けた真に有効な対策を打ち出すため、知事と教育委員会が議論を積み重ねたうえで、平成28年3月に「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「第1期大綱」という。）を策定しました。

この第1期大綱については、毎年度、PDCAサイクル[※]による進捗状況のチェックを行うとともに国の教育改革の動向等も勘案して見直しを行うこととしており、平成28年度から令和元年度までの4年間、3度の年次改訂により施策の充実・強化を図りながら、基本理念の実現に向けて取組を推進してきました。

※PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返して行うことで、継続的な業務の改善を促す方法

教育等の振興に関する施策の大綱（H28～R元年度）

基本理念 ～目指すべき人間像～

- ・学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち
- ・郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

基本目標

<知の分野>

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる
- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

<徳の分野>

- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する
- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

<体の分野>

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

5つの取組の方向性

- ①チーム学校の構築
- ②厳しい環境にある子どもたちへの支援
- ③地域との連携・協働
- ④就学前教育の充実
- ⑤生涯学び続ける環境づくり

(2) 基本目標の達成状況

第1期大綱（H28～R元年度）の基本目標の達成状況は以下のとおりです。

基本目標の結果（R2.3月時点）

<知の分野>

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

▶R元年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）

小学校：国+0.2 算+1.7 中学校：国-2.0 数-1.7 英-3.6

- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる

▶学力定着把握検査結果（R元年度3年生4月）：24.2%

- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

▶H30年度卒業生に占める進路未定者の割合：5.5%

<徳の分野>

- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する

▶H30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

(()は全国平均)

1,000人あたりの不登校児童生徒数：小・中 20.9人 (16.9人)、高 17.1人 (16.3人)

1,000人あたりの暴力行為発生件数：小・中・高 10.5件 (5.5件)

中途退学率：高 1.7% (1.4%)

- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

▶R元年度全国学力・学習状況調査結果（肯定的な回答をした割合（ ）は全国平均との差）

「自分には、よいところがあると思う」小学校 82.7% (+1.5) 中学校 73.6% (-0.5)

「将来の夢や目標を持っている」小学校 84.4% (+0.6) 中学校 74.3% (+3.8)

「学校のきまり（規則）を守っている」小学校 90.7% (-1.6) 中学校 96.3% (+0.1)

<体の分野>

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

▶R元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（数値はT得点（全国平均=50）

小学校：男子 49.3 女子 50.0 中学校：男子 49.9 女子 48.8

(3) 「5つの取組の方向性」に基づく主な施策の分析・評価

第1期大綱の主な施策の検証結果の概要を、取組の方向性ごとに以下にまとめます。

①	チーム学校の構築
概要	学校の組織力を高めながら、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実等を図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「 チーム学校の構築 」を推進

これまでの主な取組と成果	<p>■ 学校の組織マネジメント力の強化</p> <p>→各学校の学校経営計画に基づく組織マネジメントに対するアドバイザーの訪問指導等により、検証・改善のサイクルへの理解が進み、学力向上などの成果につながった学校が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営アドバイザーによる全小・中学校への訪問指導・助言：各校年2回以上 ・学校支援チームによる高等学校への訪問指導・助言（H30～）：35校 年4回以上（管理職対象） <p>■ 学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築</p> <p>→「教科のタテ持ち」や「教科間連携」を導入した中学校では、日常的なOJTが活性化し、組織的な授業改善の取組が充実。小学校には令和元年度より「メンター制」を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校：学校規模に応じたOJTの仕組み（「教科のタテ持ち」、「教科間連携」等）を全校に導入（R1） ・小学校：経験豊富な教員が助言者として若年教員を指導しながらチームで学び合う「メンター制」を導入（指定校25校）（R1） <p>■ 高等学校における基礎学力の定着に向けた組織的な取組の充実</p> <p>→学校支援チームによる訪問指導の実施等により、公開授業や研究協議の機会が増加し、授業改善に対する教員の意識が向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校支援チームによる訪問指導・助言（H30～）：35校 延べ698回訪問（R1） ・学習支援員の配置（進学に重点を置く5校除く、市立含む）：30校 延べ78名（R1） <p>■ 生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築</p> <p>→校内支援会の実施率やスクールカウンセラー等の外部専門家の活用率等も増加しており、支援を要する児童生徒への組織的かつ計画的な支援が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内支援会 月1回以上実施率：小85.3% 中87.9% 高72.2%（R1） ・校内支援会における専門家の活用率：小100.0% 中99.1% 高100.0%（R1） <p>■ 体育授業の改善・健康教育の充実</p> <p>→副読本や指導教材の活用による授業改善や教員の指導力向上に向けた研修会の充実、指導主事による課題校への訪問等の取組により各学校における体育・健康教育の取組が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育副読本の活用率：小100% 中100% 高100%（R1） <p>■ 特別支援教育の充実</p> <p>→小・中・高等学校において「個別の指導計画」等を活用した組織的・継続的な支援が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別の指導計画」の作成率：小81.4% 中69.1% 高60.3%（R1）
--------------	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな時代に必要となる教育の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの充実や、そのためのOJTの充実、教員の働き方改革の推進など、各学校におけるチーム学校としての組織マネジメント力の一層の向上が必要 ・少しでもリスクがあると思われる児童生徒の情報が校内支援会に上がり、早期支援の実施につながる仕組みの充実が必要 ・障害の状態の多様化がみられる中、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上、より早期からの指導・支援の体制づくりが必要
----	---

②	厳しい環境にある子どもたちへの支援
概要	<p>就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援し、就学後は学校をプラットフォームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「厳しい環境にある子どもたちへの支援」を徹底</p>

これまでの主な取組と成果	<p>■ 保護者の子育て力向上のための支援の充実</p> <p>→ ほぼ全ての園で基本的な生活習慣の定着に向けた取組が行われており、「早寝早起き朝ごはん」を意識して取り組む保護者が増えたと感じている園が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣の重要性に関する保護者の理解促進に向けた取組 保育所・幼稚園等における保護者対象の学習会の開催率：99.3% (R1) 生活リズムカレンダー等を活用した園の取組の実施率：99.7% (R1) <p>■ 保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実</p> <p>→ 保育所・幼稚園等で保育者や地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを進める多機能型保育支援事業実施園では、民生委員等地域と連携した活動が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機能型保育支援事業実施箇所数：H28 2 か所 → R1 13 か所 各園で段階を踏んで事業内容の充実を図れるよう、補助要件を3段階に分けて設定 (R1) <p>■ 放課後等における学習の場の充実</p> <p>→ ほぼ全ての小・中学校区で放課後等の学習支援が実施されるようになり、学力に課題のある児童生徒への個別の支援が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等学習支援員の配置：小学校 111 校 231 名、中学校 70 校 204 名 (R1) ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室における学習支援実施率：98.1% (R1) <p>■ 専門人材、専門機関との連携強化</p> <p>→ 心の教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザー等を配置したことにより、さまざまな問題に対し適切に対応し、解決まで寄り添うための機能が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心の教育センターへの高度な専門性を持つスクールカウンセラー (SC)・スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置：H28 5 名→H29～R1 7 名 ・ 心の教育センターの相談支援受理件数 (来所・出張・巡回相談)：H27 269 件→R1 413 件 <p>→ 不登校対策チームの派遣により、各学校における取組状況や課題を迅速かつ適切に把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校出現率の高い学校への訪問、支援 (各学校2回以上)：22 校 (R1) <p>■ 欠食がみられる子どもへの支援</p> <p>→ 食事提供活動を行う団体・学校は、徐々にではあるが増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のボランティア等による食事提供活動への支援 食事提供活動を行うボランティアの募集・決定、食材及び食育資料の提供など 食事提供活動の実施状況：H29 3 団体、4 校→R1 8 団体、10 校
--------------	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と連携した活動の充実に向け、多機能型保育支援事業の実施園を拡大していくことが必要 ・ 不登校児童生徒をはじめ、支援が十分届いていない児童生徒や保護者への支援機能の強化が必要
----	---

③	地域との連携・協働
概要	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進や活動の充実など、学校と「 地域との連携・協働 」を積極的に推進

これまでの主な取組と成果	<p>■ 地域との連携・協働の推進</p> <p>→地域学校協働本部やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部設置校数：小 168 校、中 98 校、義務 2 校（R1） ・コミュニティ・スクール導入校数：61 校（R1） ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率（小学校）：96.3%（R1） <p>■ 地域全体で子どもを見守る体制づくり</p> <p>→地域学校協働本部の活動への民生・児童委員の参画率が増加するとともに、子どもの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」の設置数も着実に増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合：98.4%（R1） ・高知県版地域学校協働本部（H29～）の設置数：126 校（小 88 校、中 38 校）（R1）
--------------	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい環境にある子どもたちの見守り体制のさらなる強化が必要 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援の充実が必要
----	---

④	就学前教育の充実
概要	専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「 就学前教育の充実 」に向けた取組を推進

これまでの主な取組と成果	<p>■ 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立</p> <p>→平成 28 年に「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を策定し、その活用について管理職研修や各園への訪問支援等を通じて周知・啓発を行ってきたことにより、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法に関する保育者の理解が促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合：62.6%（R1） <p>■ 保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化</p> <p>→キャリアアップ研修の実施等により研修受講者が増加傾向にあり、職責に応じた専門性や実践力の向上に向けた保育者の意識が向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージ研修の受講園の割合：基礎研修 55.6%、主任・教頭研修 67.0%、所長・園長研修 65.0%（R1） <p>■ 保幼小の円滑な接続の推進</p> <p>→ほとんどの小学校区において、保幼小の円滑な接続を図るためのカリキュラムの作成が完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続期カリキュラムの作成率：保育所・幼稚園等 94.0%、小学校 100%（R1）
--------------	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・指針・要領に沿った指導方法の確立に向けて、各園における組織的・計画的な保育の実践及び改善の取組の継続が必要 ・保幼小の円滑な接続に向け、地域の実態に応じた接続期カリキュラム等の実践・改善が必要 ・親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んだが、日常的・継続的な実践は不十分
----	--

⑤	生涯学び続ける環境づくり
概要	<p>社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするため、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備</p>

これまでの主な取組と成果	<p>■新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実</p> <p>→オーテピア高知図書館は、県民の「知りたい、学びたい」に応える情報拠点として、多くの方が利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーテピア開館後の状況（R1 累計）：来館者数 1,775,834 人、個人貸出数 1,780,360 冊 <p>■南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進</p> <p>→県立学校施設の構造体の耐震化については、平成 28 年度で全て完了。平成 28 年度から取り組んだブロック塀の改修は令和元年度に完了。体育館（避難所）の非構造部材の耐震対策は、令和元年度から工事が本格化し概ね計画どおり進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の耐震対策 <ul style="list-style-type: none"> ブロック塀の改修：対象 36 校 H28～R1：36 校完了 体育館の天井材等の落下防止及びガラス飛散防止対策：対象 40 校 H28～R1：17 校完了 <p>■県立学校の振興の推進（中山間地域の小規模校の学習環境の充実）</p> <p>→中山間地域の小規模高等学校において遠隔教育システムの活用が進んできており、実施した補習等は受講した生徒からも好評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校間をつないだ遠隔教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> 教育課程に位置付けた教科・科目の授業や補習、県内外の学校との生徒交流、教員研修での活用（7 校） ・教育センターを配信拠点とした遠隔教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域の小規模高等学校における遠隔教育システムの活用：全 10 校で活用（R1） 各校のニーズに応じて進学補習講座等を実施 <p>■教育の情報化の推進</p> <p>→県立学校及び市町村（小・中学校）に統合型校務支援システムを導入し、教員の働き方改革の推進に加え、小・中・高の校種間でのデータ連携など児童生徒の個別指導に活用できる基盤システムを構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムの導入状況 <ul style="list-style-type: none"> 県立学校：H29 全校導入完了 市町村（小・中学校）：R1 26 市町村に導入（R2 全市町村に導入）
--------------	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたって学び続ける環境づくりに向け、県民の多様な生涯学習ニーズに応えられるよう、情報提供機能の強化が必要 ・ヘルメットの着用など、自転車の安全利用に対する子どもたちの意識のさらなる向上が必要 ・校務支援システムの多様な機能の活用による校内の業務改革や、蓄積される学力データの学習指導への活用など、効果的な活用を徹底していくことが必要
----	--

3 子どもたちの知・徳・体の状況について

(1) 知の状況について

①小・中学校の学力の状況について

小・中学校の学力の状況を本県と全国の平均正答率との差で見ると、令和4年度の調査結果では、前年度より小学校の算数は大きく改善したものの、近年全国平均に近づきつつあった中学校では、それぞれの教科で全国平均との差を広げる結果となりました。特に、数学の「知識・技能」は、全国平均を大きく下回り、課題がみられます。

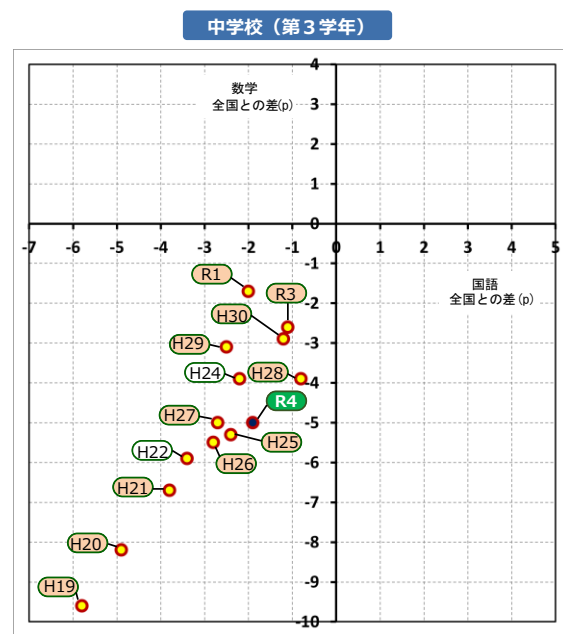
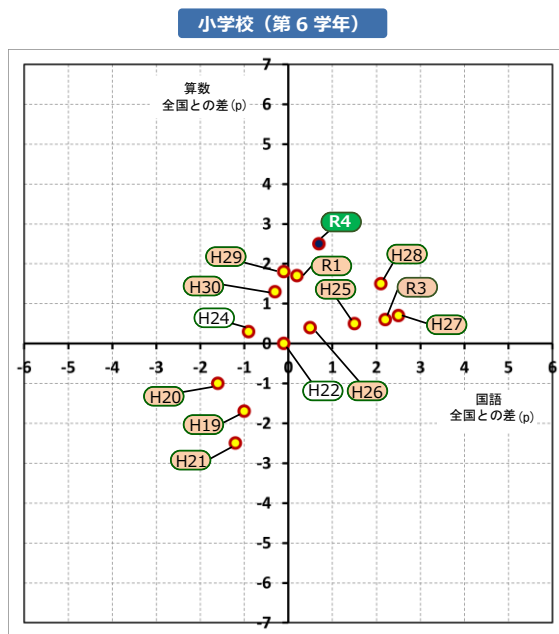
また、4年ぶりに実施された理科では、小学校では0.3ポイント、中学校では2.8ポイント全国平均を下回りました。

■全国学力・学習状況調査結果(H19～R4年度)

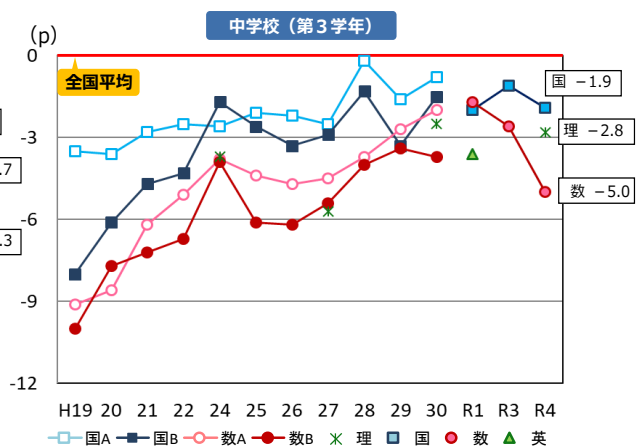
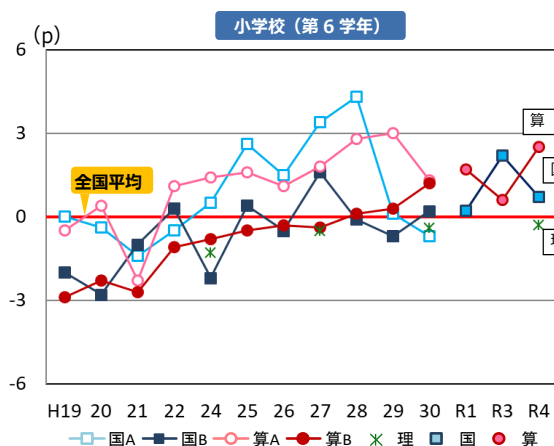
知の測定指標

小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す
中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

◇本県と全国の平均正答率の差



◇本県と全国の平均正答率の差 (教科、問題別)



※平成 22・24年度は抽出調査、平成 23年度は東日本大震災の影響により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施
※令和元年度からは、A問題(主として「知識」に関する問題)とB問題(主として「活用」に関する問題)を一體的に問う調査に変更

②高等学校の学力について

公立高等学校の学力の状況は、学力定着把握検査の結果のうち、進学に重点を置く学校を除く 29 校のものをみると、学習内容が十分に定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合（以下、「D3層の生徒の割合」という。）は、令和4年度2年生1月実施で21.7%となっており、前年度より増加しました。

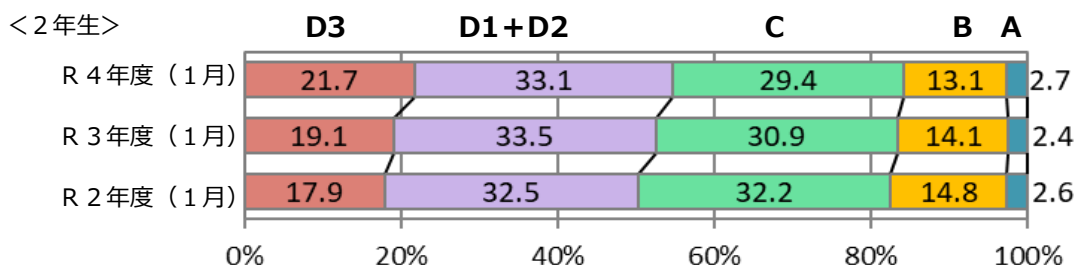
令和4年度2年生（R3年度入学生）の傾向を教科別にみると、国語と英語については、高等学校での学習範囲の出題の割合が増加する2年生6月にD3層の生徒の割合が増加しています。その後、2年生1月には国語は横ばいですが、英語は減少しています。また、数学は前年度とほぼ同様の動きとなっています。

■学力定着把握検査Ⅰの結果

◇2年生1月の3教科総合の結果

知の測定指標

高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を10%以下とする

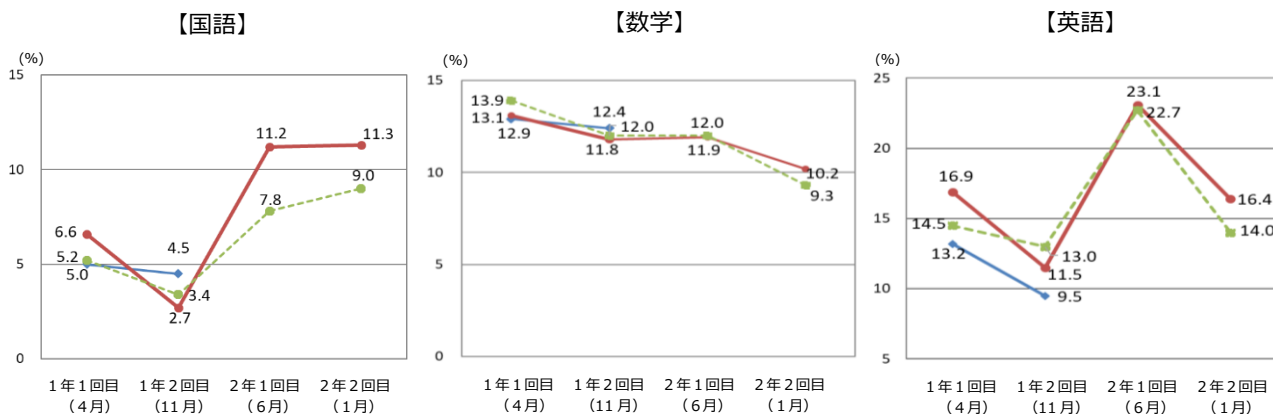


※数値は学力定着把握検査Ⅰ（29校）の結果
（その他6校（R4年度）、7校（R2～R3年度）では別検査を実施）
※評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり

学力定着把握検査Ⅰの評価尺度

学習到達ゾーン	進路選択肢	
	進 学	就 職
A	国立大合格レベル	上場企業などの大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
B	公立大学等合格レベル	
C	私大・短大・専門学校の一般入試に対応可能なレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
D	上級学校に進学することはできるが、授業についていけず、苦勞する学生が多い	就職試験に必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をするうえで支障が出ることが多い（D1・D2）
		筆記試験が課される企業では不合格になることが多い（D3）

◇教科別にみたD3層の占める割合の推移



県高等学校課調査（国の「高校生のための学びの基礎診断」の認定を受けた測定ツールを活用）

◆ R4入学生 ◆ R3入学生 ◆ R2入学生

公立高等学校卒業者の進路の状況については、進路未定で卒業する生徒の割合は減少傾向にあります。令和3年度は前年度の4.6%から5.0%へと、やや増加しました。

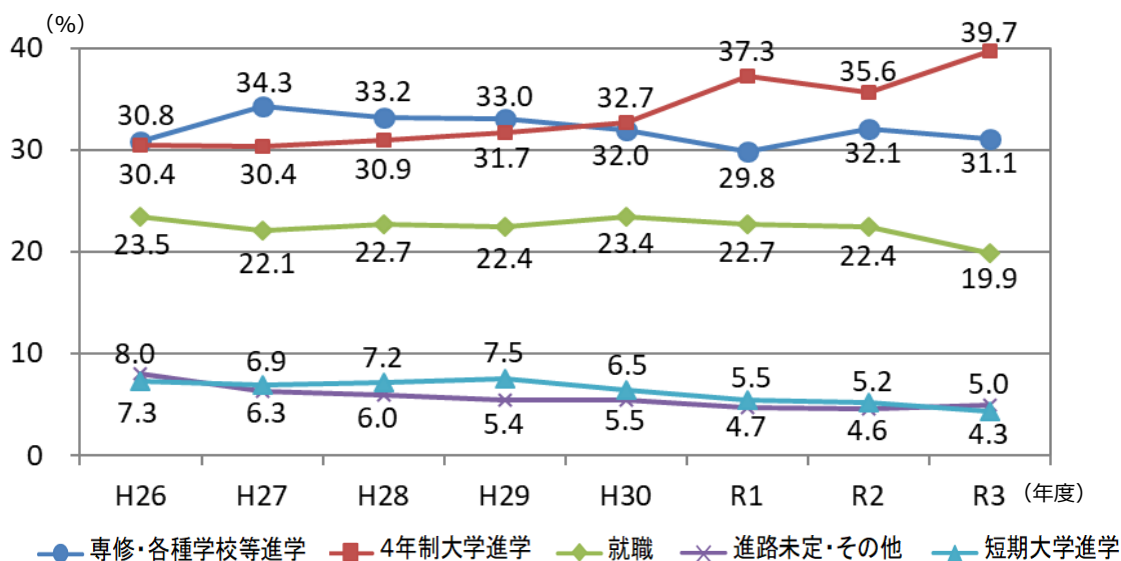
また、卒業生の3分の1を超える生徒が4年制大学に進学している状況が続いており、令和3年度は39.7%となっています。

さらに、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、令和2年度からは70%を超えています。

■公立高等学校卒業者（全日・定時・通信制）の進路状況

知の
測定指標

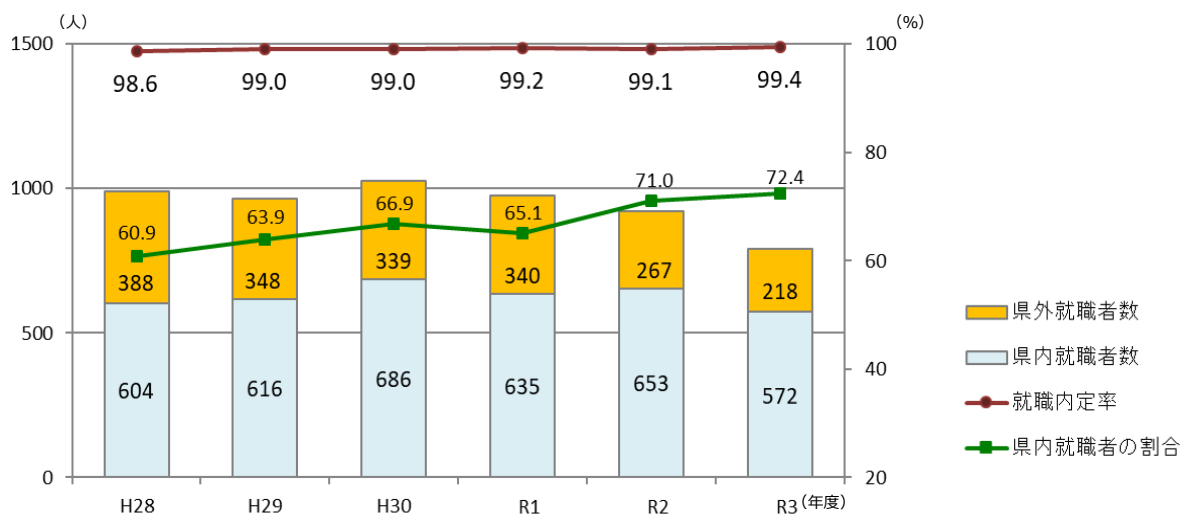
高等学校卒業生のうち進路未定で卒業する
生徒の割合を3%以下とする



※就職率・進学率は、公立高校卒業生全体に占める割合

※進路未定には、具体的な進学・就職先が未定の生徒、パート・アルバイト等の生徒も含む

■公立高等学校卒業者（全日・定時制）の就職状況



※【参考】令和4年度は、2月末時点で就職内定率96.5%（前年同期比-0.5）、県内就職者の割合72.2%（ ± 0.1 ）

県高等学校課調査

(2) 徳の状況について

令和4年度全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙調査）の結果によると、中学校では自尊感情に関する質問の肯定的回答の割合は全国より高く、年々増加傾向にあります。一方、小学校においては、令和3年度よりわずかに上昇したものの、全国を下回っています。

また、夢や志に関する質問の肯定的回答の割合については、小・中学校ともに近年下降傾向にあり、小学校は全国を下回りました。全国的にも肯定的回答の割合は減少傾向にあり、コロナ禍をはじめとする将来を見通せない社会状況が少なからず影響していると考えられます。

さらに、思いやりに関する質問については、小・中学校ともに全国並みとなっています。公共の精神に関する質問については、小・中学校ともに令和3年度より減少したものの、全国より高い状況を維持しています。

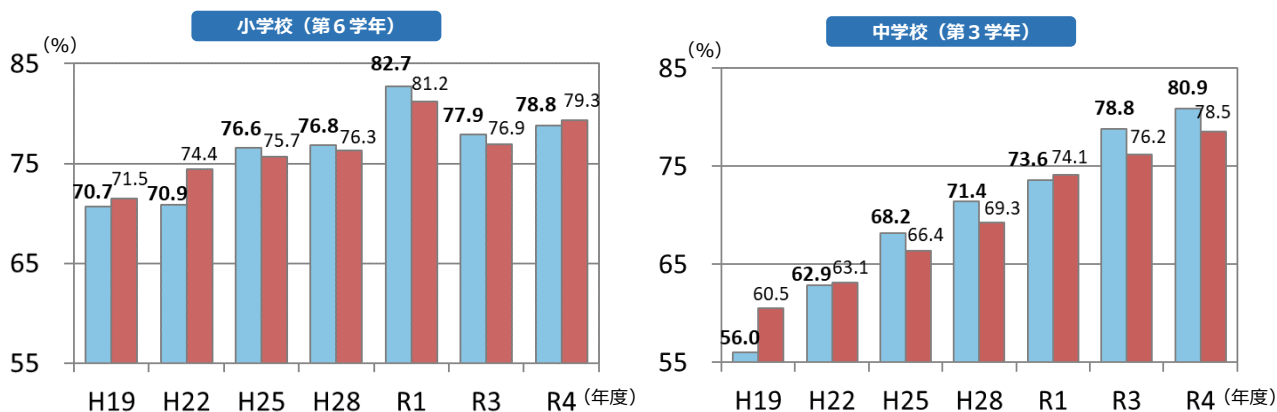
■全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果抜粋 (H19、22、25、28、R1、3、4年度)

徳の 測定指標

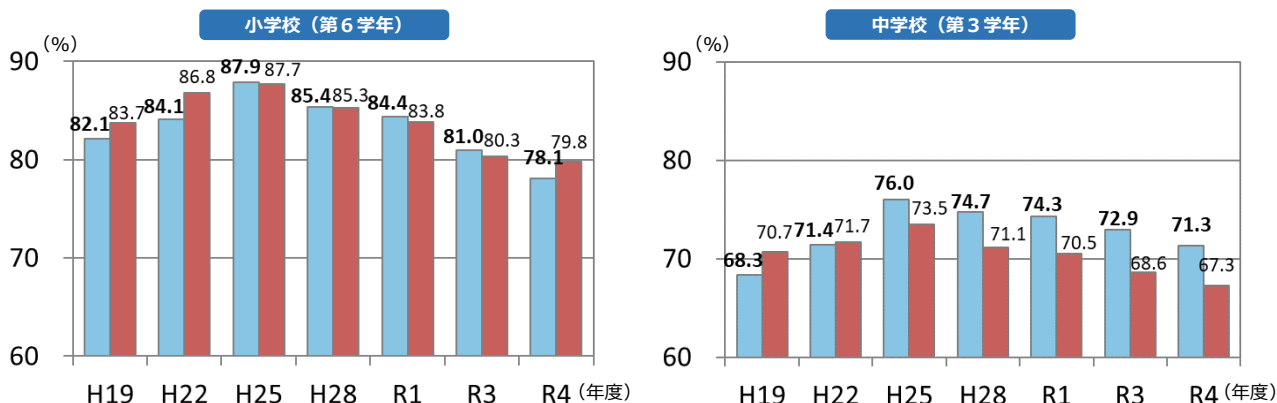
児童生徒質問紙調査における道徳性等（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神など）に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、全国調査未実施
※各質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒の割合（%）

◇自分にはよいところがある

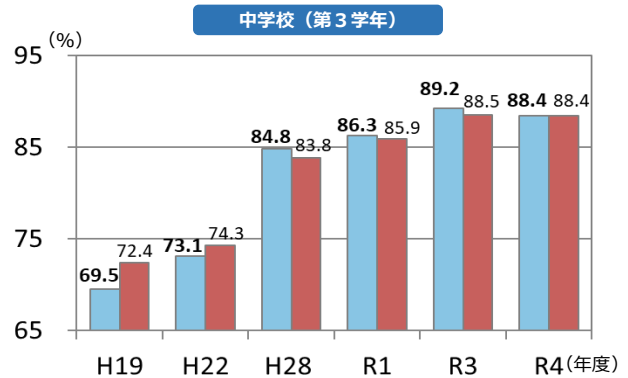
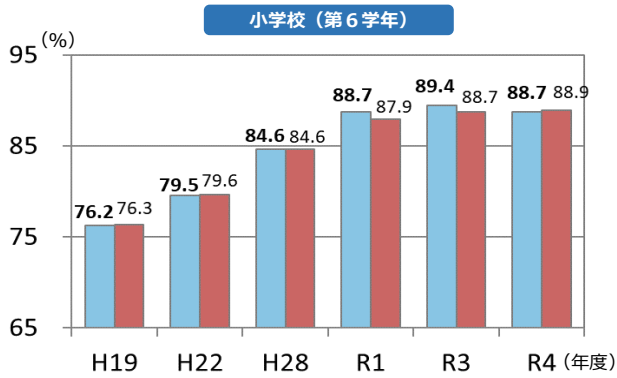


◇将来の夢や目標を持っている

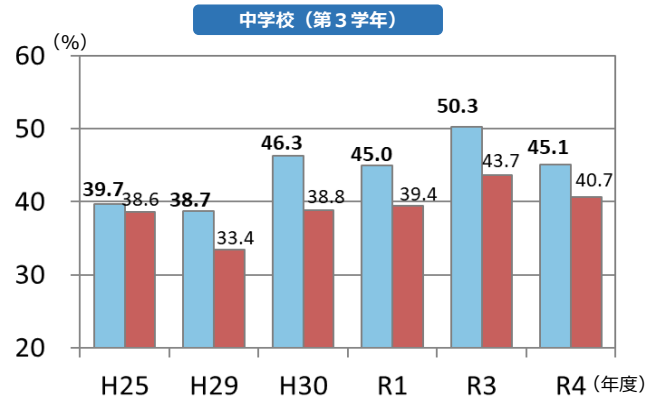
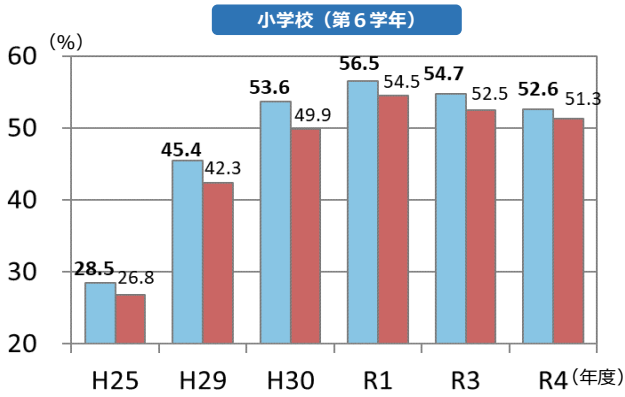


◇人が困っているときは、進んで助けている ※H25は質問項目なし

■高知県 ■全国



◇地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある ※H19、22、28は質問項目なし



生徒指導上の諸課題の状況については、全国調査の結果、高知県、全国ともに小・中学校の1,000人あたりの不登校児童生徒数は増加しています。本県においては、特に中学校での大幅な増加がみられる一方で、不登校児童生徒のうち学校内・外で相談・指導等を受けている割合は全国に比して高い状況（R3年度【国公私立】県小中：92.6%、全国小中：63.7%）です。

また、高等学校の1,000人あたりの不登校生徒数、中途退学率はともに、全国平均を上回っている状況が続いています。

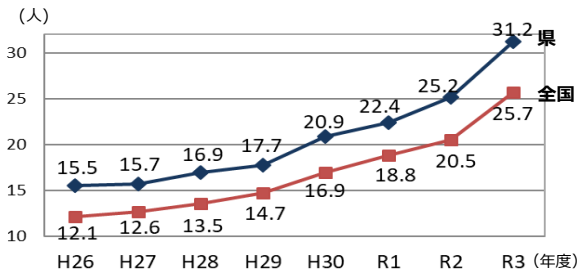
■ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（H26～R3年度）

徳の測定指標

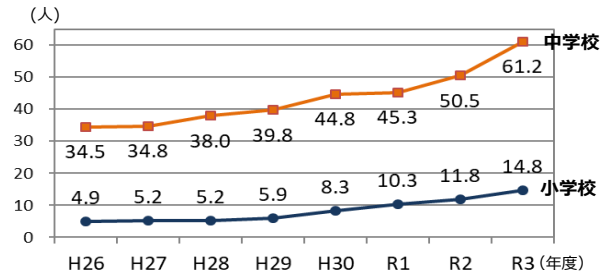
生徒指導上の諸課題（不登校、中途退学）の状況を全国平均まで改善させる

◇ 不登校 ※数値は1,000人あたりの不登校児童生徒数（人）

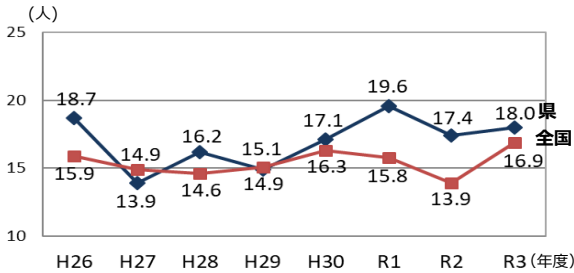
小・中学校（国公私立）



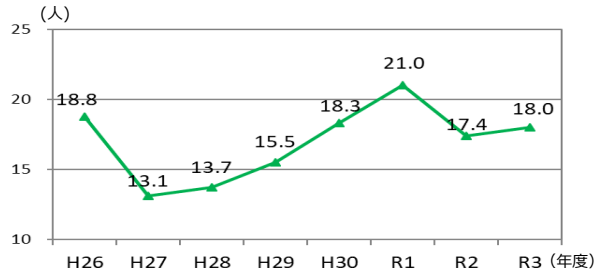
高知県国公私立小・中学校（校種別）



高等学校（国公私立）

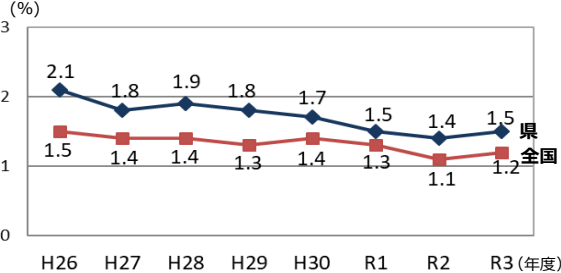


〈参考〉高知県公立高等学校

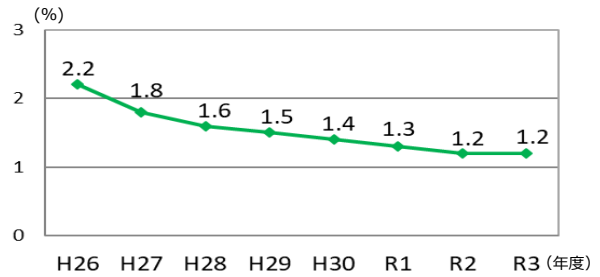


◇ 中途退学 ※数値は%

高等学校（国公私立）



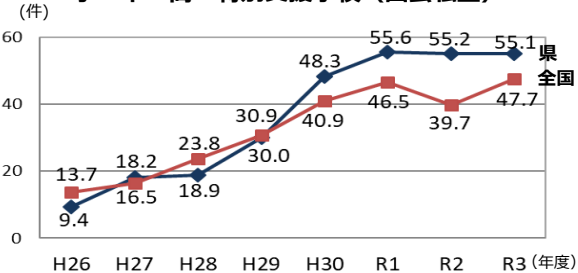
〈参考〉高知県公立高等学校



〈参考〉

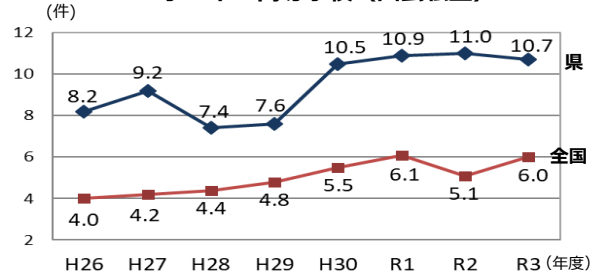
◇ いじめ ※数値は1,000人あたりの認知件数

小・中・高・特別支援学校（国公私立）



◇ 暴力行為 ※数値は1,000人あたりの発生件数

小・中・高等学校（国公私立）



(3) 体の状況について

小・中学校の体力・運動能力については、平成20年度の全国調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は改善傾向にあります。

平成27年度に小学校が全国平均を上回ったことから、第1期大綱では全国上位とすることを目標としましたが、その計画期間（H28～R1年度）において、小・中学校、男女ともにほぼ全国水準に達しながらも、継続的に全国平均を上回るまでには至っていません。

令和4年度の体力合計点は、令和3年度に比べて小学校男子はほぼ同じであり、小学校女子、中学校男女についてはやや下回りました。しかし、全国の体力合計点が小・中学校の男女ともに低下している中、昨年度に引き続き、小・中学校の男女ともに全国平均を上回りました。

また、DE群の児童生徒の割合は、過去4年間の平均値と比べると、小・中学校いずれも男女ともに増加しています。

■全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H20～R4年度）

体の測定指標

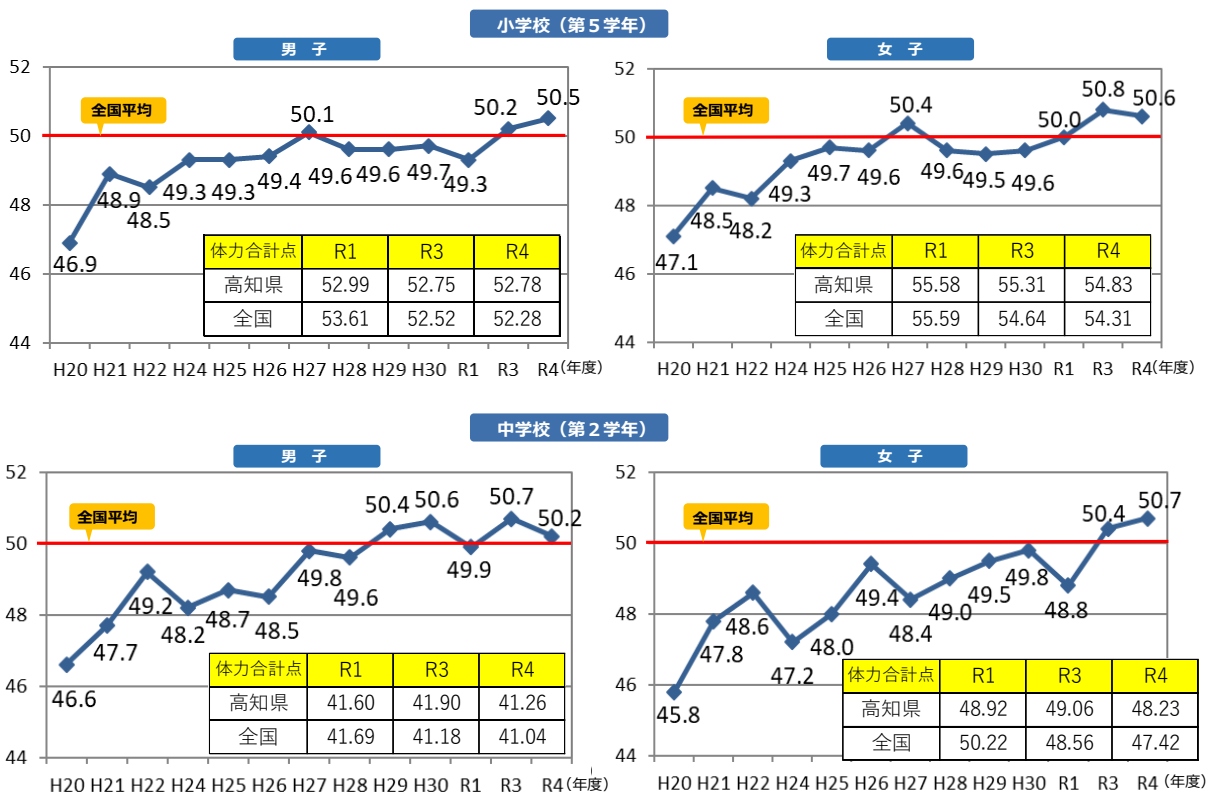
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、

- ・小・中学校の体力合計点は継続的に全国平均を上回る
- ・総合評価でDE群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値から3ポイント以上減少させる

◇体力合計点（8種目の実技の総合点）の推移

※平成23年度は東日本大震災の影響により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施

※数値 表：体力合計点 グラフ：T得点（全国平均=50）



◇総合評価でDE群の児童生徒の割合 県結果の比較（H28～R1年度の平均値、R3、R4年度）

※総合評価：体力テスト合計得点のよい方からABCDEの5段階で評定した体力の総合評価

	H28～R1 平均値	R3	R4
小5			
男子	31.5%	35.8% (+4.3)	34.1% (+2.6)
女子	24.4%	24.9% (+0.5)	28.4% (+4.0)
中2			
男子	28.6%	29.8% (+1.2)	32.3% (+3.7)
女子	14.2%	15.4% (+1.2)	16.6% (+2.4)

※（ ）の数値は、県の過去4年間（H28～R1）の平均値との差

4 社会の状況

(1) 人口減少、少子化、高齢化の進行

本県の人口は、国勢調査によると、昭和31年の88万3千人をピークに減少し、令和2年には約69万2千人となっています。(令和5年2月1日時点は約67万3千人：高知県の推計人口月報 高知県産業振興推進部統計分析課より)

本県では、平成2年から、全国に約15年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然減の状態が続いています。出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心として多くの若者が県外に流出したことで、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下が挙げられます。

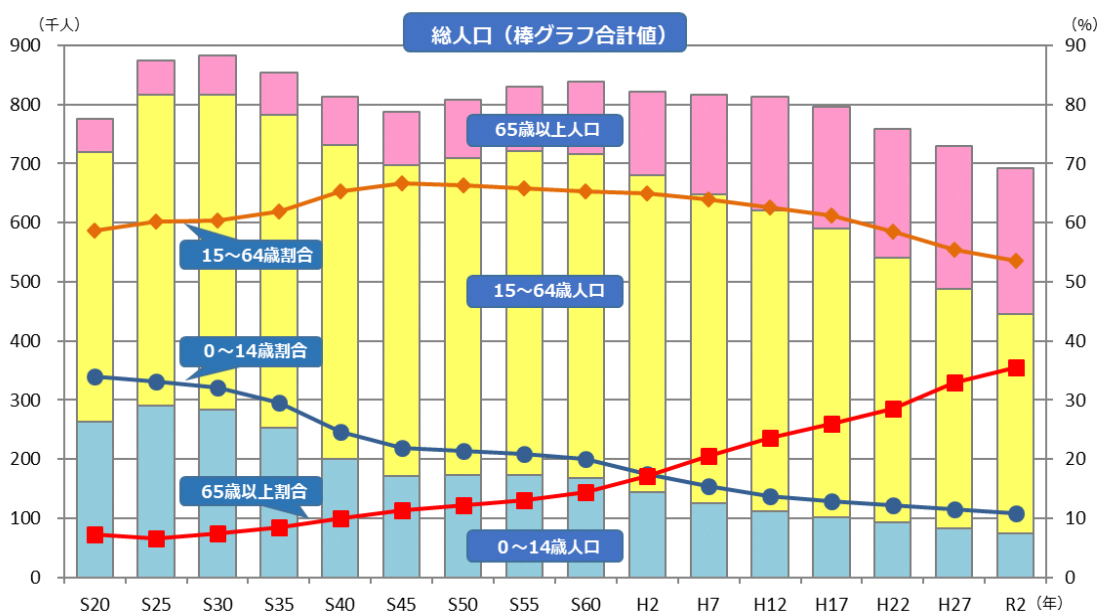
また、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成13年から続いており、特に、15～24歳の若者の県外への転出が多くなっています。

こうした状況を背景に、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けており、全国に約10年先行して高齢化が進んでいます。

「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、さらなる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。県ではこうした状況の改善に向けて、「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定し、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。

一方で、近年、我が国の在住外国人数は増加しており、本県でも令和3年6月末時点では4,725人と、平成28年度同月の3,763人と比較して5年間で約26%増加しています。

■ 高知県の人口及び年齢3区分別人口の推移



総務省「国勢調査」

(2) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成 25 年度に 66,542 人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、令和 4 年 5 月現在、54,991 人まで減少しています。さらに令和 9 年度には約 48,000 人まで減少することが予測されています。

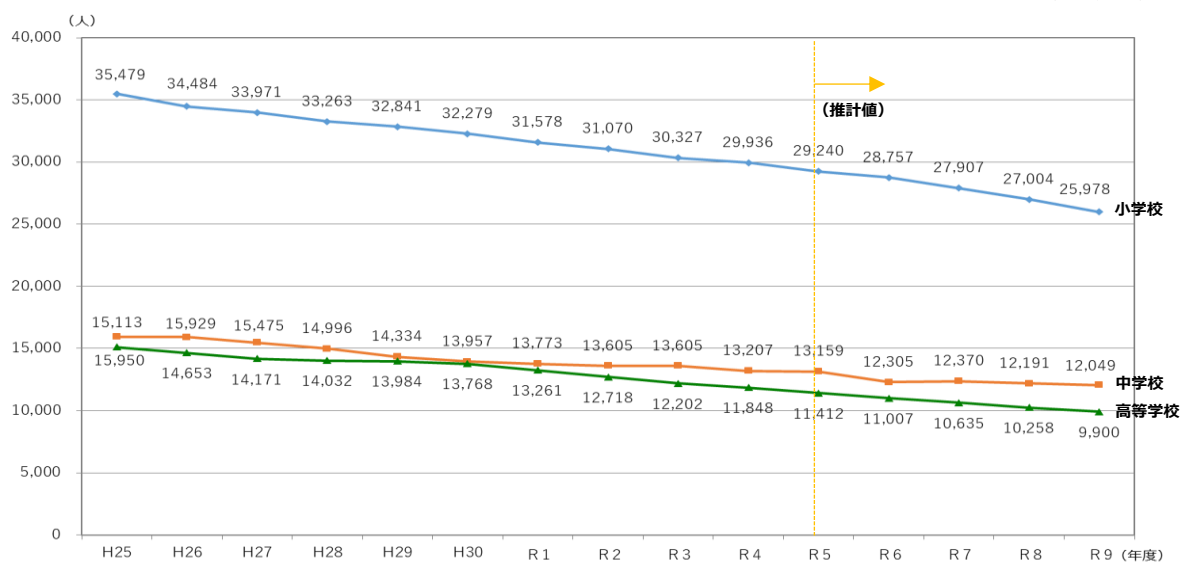
児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校（義務教育学校含む）の数は、平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間で 28 校減少しています。

県立学校については、平成 26 年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、前期実施計画（平成 26～30 年度）においては高知南中学校・高等学校と高知西高等学校、須崎工業高等学校と須崎高等学校との統合、後期実施計画（平成 31～令和 5 年度）においては県立安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合を位置付けるとともに、中山間地域の学校の振興策を推進しています。

児童生徒数がさらに減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

■公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移

県小中学校課・高等学校課・特別支援教育課調査



小・中学校について

※数値は各年度 5 月 1 日現在の児童生徒数

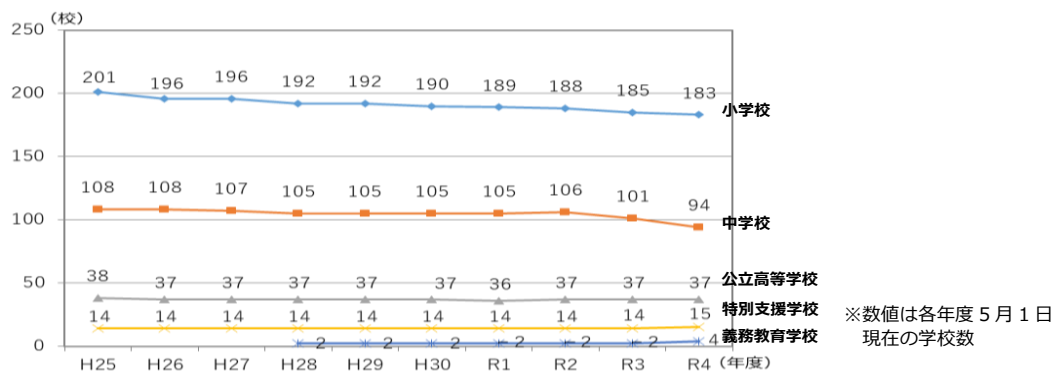
※令和 5～9 年度は令和 4 年 5 月 1 日現在の児童生徒数を基にした推計値

高等学校について

※数値は全日制、定時制、通信制（併修生含む）及び専攻科の総生徒数（各年度 5 月 1 日現在の生徒数）

※令和 5～9 年度は令和 4 年 5 月 1 日現在の生徒数を基にした推計値

■公立小・中・高・特別支援学校数の推移 ※休校数は除く



※数値は各年度 5 月 1 日現在の学校数

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大の初期に当たる令和2年3月、文部科学省から全国一斉に臨時休業措置の要請が行われたことを受け、本県の学校でも同年3月初旬から5月下旬にかけて長期の臨時休業を実施しました。

その後も断続的に全国規模で感染が拡大し、児童生徒や教職員の感染が確認された場合には、その状況に応じて、学校の全部又は一部を臨時休業とするなどの措置を講じてきました。

この間、学校においては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿って、感染拡大リスクが高い「3密（密閉・密集・密接）の回避」、「マスクの着用」、「手指の衛生」などの基本的な感染症対策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら教育活動を継続してきました。

特に、令和2年度の長期にわたる臨時休業時には、県教育センターホームページに「家庭学習支援動画ライブラリー」を開設し、指導主事等が作成した授業動画を配信するなど、家庭学習への支援を行いました。また、令和3年4月には県独自の学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」を開設し、200本を超える家庭学習支援動画や6,000問以上のデジタル教材を掲載するなど、国の「GIGAスクール構想[※]」により整備された1人1台タブレット端末を活用して家庭等で学習ができる環境を整えています。

その一方で、新型コロナウイルスに感染したことや、マスク着用の有無により児童生徒が不当な差別やいじめ等の対象になることのないよう、学校において差別・偏見の防止に向けた取組を行っています。

このように、コロナ禍においても教育の質を向上させる取組を強化し、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障を両立させる取組を進めています。

(4) 子どもたちを取り巻く厳しい環境について

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成30年の日本の子どもの貧困率は13.5%であり、約7人に1人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合はさらに高いことが推測されます。（※同調査では平成30年、ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の約4倍と厳しい状況にあることが明らかになっています。）さらにはコロナ禍において、経済面でより厳しい家庭が増えることが懸念されています。

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、学力の未定着や不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

県では、このような厳しい環境にある子どもたちへの支援を喫緊の課題と捉え、令和2年3月に策定した「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」に基づき、保護者への生活・就労面での支援や子どもの学びの場・居場所の確保など、子どもの発達や成長の段階に応じた支援策を推進しています。

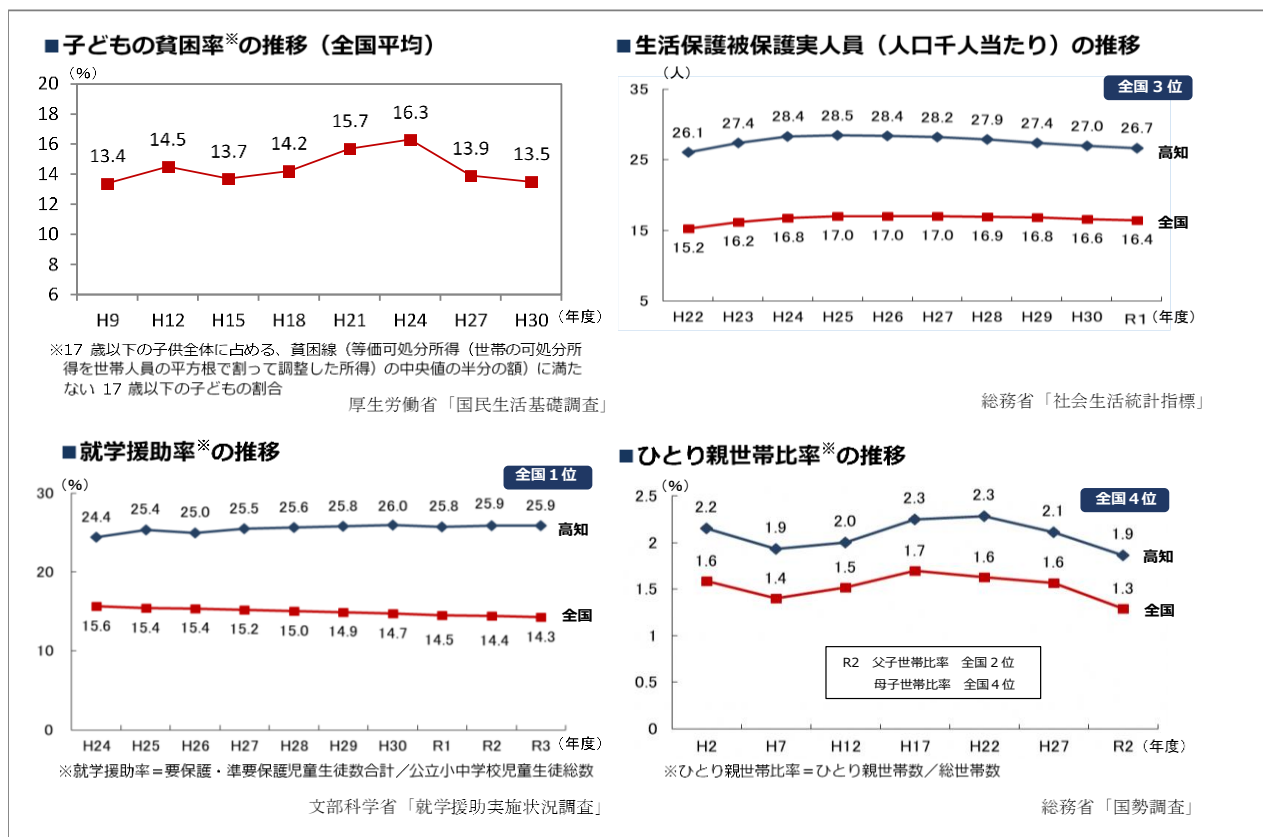
さらに、福祉分野では、「ヤングケアラー[※]」や8050問題[※]を含む複雑化・複合化した課題に対応するため、「高知型地域共生社会[※]」の取組として、困っている人を早期に発見し、制度の狭間に陥ることがないように、多機関協働型の包括的な支援体制の整備と地域のつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めています。

※GIGAスクール構想：令和元年12月に文部科学省が発表した子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けた教育改革案。GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略

※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

※8050問題：80代の親が50代のひきこもりの子の生活を支えるという問題

※地域共生社会：制度・分野の「縦割り」や「支える・支えられる」という関係を超えて、人と人、人と資源が相互につながり、支え合うことで、暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



(5) デジタル技術の進展と超スマート社会の到来

I o T[※]やロボット、ビッグデータ[※]、A I[※]等をはじめとする技術革新の進展により、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が急速に進んでいます。こうした先進技術の活用により、新たな価値を創出し、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することのできる「超スマート社会 (Society 5.0)[※]」の到来が予想されています。

この超スマート社会においては、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測されており、近い将来、多くの職種がA I等に代替される可能性があるとの指摘もあります。

本県においても、最先端のデジタル技術を活用し、県内のあらゆる分野の課題解決、開発されたシステムの地産外消、I T・コンテンツ関連企業の集積を図る「高知版 Society5.0」の実現に向けて取組を推進しています。

こうした新しい社会に対応するため、教育を通じて、I C Tを成果の向上や課題解決のための手段として主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められます。

※I o T：Internet of Thingsの略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることにより実現する新たなサービス、ビジネスモデルまたはそれを可能とする要素技術の総称

※ビッグデータ：インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータ

※A I：人工知能。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータ等の人工的なシステムにより行えるようにしたもの

※超スマート社会 (Society 5.0)：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

(6) 参考：国の主な教育改革の動き

○教育振興基本計画

平成30年6月に、国における第3期の教育振興基本計画が閣議決定されました。

本計画は、前期の計画で掲げた「自立」、「協働」、「創造」の方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものであり、文部科学省は、本計画に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間で、教育を通じて生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大化することを政策の中心に据えて、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など5つの基本的な方針に沿ってさまざまな施策を推進しています。

また、令和5年1月の国の次期教育振興基本計画（令和5～9年度）の策定に向けたこれまでの中央教育審議会次期教育振興基本計画部会による審議経過の報告（案）では、次期計画のコンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング^{*}の向上」を掲げ、今後の教育政策に関する5つの基本的な方針が示されました。

- (1) グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- (2) 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- (3) 地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進
- (4) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）^{*}の推進
- (5) 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

○平成29・30・31年改訂 学習指導要領

令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面实施、令和4年度から高等学校で年次進行の実施となった現行の学習指導要領では、基本理念として、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会とが共有し、各学校で、子どもたちに必要な資質・能力等を教育課程において明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されています。

育成を目指す資質・能力は「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に整理され、その育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善や、学校全体として教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント^{*}」を確立することなどが求められています。

また、特別支援学校学習指導要領では、障害のある子どもたちの学びの連続性を重視した対応、一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた教育の充実等を主な改善事項として掲げています。

^{*}ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状況にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

^{*}デジタルトランスフォーメーション（DX）：デジタル化でサービスや業務、組織を変革すること

^{*}カリキュラム・マネジメント：教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

○「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和3年1月に、中央教育審議会において、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられ、文部科学大臣に提出されました。

答申では、現代社会を、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」とし、その時代の中で一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であるとされています。そして、子どもたちに必要な資質・能力が身につくようにするために、「教育振興基本計画の理念（自立・協働・創造）の継承」「GIGAスクール構想の実現」「新学習指導要領の着実な実施」「学校における働き方改革の推進」を柱とし、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させることなどが示されました。

あわせて、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための改革の方向性に沿った施策を推進することなどが求められています。

<改革の方向性>

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力のある学校教育を実現する

○新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

文部科学省は、学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら専門性の高い教科指導を行う教科担任制（優先的に専科指導の対象にすべき教科：外国語、理科、算数、体育）を令和4年度から本格導入しました。

また、令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備することとなり、中学校については今後の検討課題になっています。

○教員免許更新制の発展的な解消と「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿※

教員免許更新制は、その時々で教師として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることで、教師が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指して、平成21年4月から導入されました。しかし、令和3年11月の中央教育審議会による『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」の提言を受け、教員免許更新制の廃止を盛り込んだ「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（以下、本項目において「改正法」という。）」が令和4年5月に成立し、令和4年7月1日から発展的に解消されました。

※**新たな教師の学びの姿**：中央教育審議会の審議のまとめでは、「新たな教師の学びの姿」として、「変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという『主体的な姿勢』、「求められる知識技能が変わっていくことを意識した『継続的な学び』、「新たな領域の専門性を身につけるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した『個別最適な学び』、「他者との対話や振り返りの機会を確保した『協働的な学び』」と示されている。

また、改正法により、教員の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが、令和5年4月1日から導入されることとなりました。

さらに、令和4年12月には中央教育審議会において、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」がとりまとめられました。その答申では、今後の改革の方向性として、「新たな教師の学びの姿」の実現や多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成とともに、教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保についても示されています。

○成年年齢の引下げ

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月に成立し、令和4年4月1日から施行されました。

文部科学省は消費者庁、法務省、金融庁と連携して「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプラン」を策定し、若年者の消費者被害の防止・救済等に関して実践的な消費者教育を推進しています。

また、現行の学習指導要領においては、令和4年度から高等学校に新科目「公共」が設置されるとともに、家庭科では金融教育が必修化されました。さらに、幼稚園・小学校・中学校・高等学校では各段階で関連する各教科等を通じて系統的に主権者教育等の充実が図られています。

○気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実

地球環境問題が世界全体の喫緊の課題となる中、我が国においても令和3年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までに脱炭素社会（カーボンニュートラル[※]）の実現を目指すなど、官民を挙げて気候変動対策が進められています。

脱炭素社会の実現に向けては、持続可能な社会の創り手となることが期待される子どもたちが地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動をとることができるよう、地球環境問題に関する教育を今後ますます充実していくことが求められています。

○外国人児童生徒等の教育の充実

近年、我が国に在留する外国人は増加傾向にあり、それに伴って学校に在籍する外国人児童生徒も全国的に増加しています。また、国際結婚家庭などを中心に、日本国籍を有しながら日本語指導を必要とする児童生徒も増加してきています。

こうした背景のもと、令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、日本語指導に必要な教員定数の改善や外国人児童生徒の教育に携わる教員等の資質能力の向上、国民の理解と関心の増進等の取組が進められています。

※カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いた実質的な温室効果ガスの排出量をゼロにすること

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方

少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁において、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

このガイドラインは、令和4年6月及び8月にとりまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定された運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合し全面的に改定したものであり、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示されました。

この中で、部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備することにより、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであるとの考え方が示されています。また、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行については、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として取り組みつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしています。

○G I G Aスクール構想の加速化

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年春から学校の臨時休業が続いたことを踏まえ、文部科学省は、令和5年度末までを予定していた「G I G Aスクール構想」を令和2年度内に完了する計画へと見直しました。これにより、1人1台端末の早期実現や、家庭でもインターネットにつながるモバイル通信機器の整備など、ハード・ソフト・人材を一体とした整備が加速化され、I C Tを活用して全ての子どもたちに学びを保障できる環境が実現しつつあります。

また、こうして導入したI C Tを最大限に活用して教育の質を高めていくために、デジタル教科書*・教材の活用が推進されており、文部科学省は令和4年8月に、令和6年度に小学校5年から中学校3年に対して英語のデジタル教科書を先行導入する方針を決定しました。算数・数学やその他の教科については、学校現場の状況等を踏まえながら段階的に導入することとしています。

さらに、令和元年に公布・施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示した「学校教育情報化推進計画」が令和4年12月に策定されました。この計画では、基本的な方針として、I C Tを活用した児童生徒の資質・能力の育成、教職員のI C T活用指導力*の向上と人材の確保、I C Tを活用するための環境の整備、I C T推進体制の整備と校務の改善を掲げています。

***デジタル教科書**：紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。例えば、拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ、総ルビ、検索、保存、動画・アニメーション・ドリル・ワーク・参考資料の活用等が可能

***教職員のI C T活用指導力**：教材研究・指導の準備・評価・校務などにI C Tを活用する能力、授業にI C Tを活用して指導する能力、児童生徒のI C T活用を指導する能力、情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

○医療的ケア児*及びその家族への支援

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、それまで努力義務であった医療的ケア児への支援が、国や地方公共団体等において実施しなければならぬ責務となりました。

この法律では、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えること、個々の医療的ケア児が必要とする支援が関係機関相互の緊密な連携のもとに切れ目なく行われるようにすること等が基本理念として掲げられ、地方公共団体や保育所、学校の設置者等は、法に基づく医療的ケア児及びその家族に対する支援施策に取り組むこととされています。

○学校と地域の連携・協働

平成29年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務となり、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)*導入数は飛躍的に増加(平成29年3,600校導入、令和4年5月時点15,221校導入(全国の公立学校の42.9%))しています。さらに、教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果があることや、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性が一層認識されるようになりました。

令和4年3月の「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」における最終まとめでは、これからの在り方を「関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップのもと、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援する。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現していく。」とされています。また、取組の方向性として、コミュニティ・スクールの導入促進、質的向上とともに、地域学校協働活動*の一体的な推進について示されています。

※**医療的ケア児**：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童であり、18歳未満の者に加え、18歳以上の者であって、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する者も含む。

※**コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)**：学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み

※**地域学校協働活動**：地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

○幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続

教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定される幼児期の教育と、小学校から実施される義務教育とを円滑につないでいくためには、子どもの成長を中心に据え、関係者の分野を越えた連携により、発達の段階を見通した教育の充実という一貫性のもと、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図っていくことが必要となります。

令和4年3月、中央教育審議会初等中等教育分科会の「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」において審議経過報告がとりまとめられ、目指す方向性として「幼保小の架け橋プログラム^{*}」の実施等が示されており、文部科学省では令和4年度から3か年程度を念頭に、全国的な架け橋期の教育の充実とともに、モデル地域における実践を並行して集中的に推進していくこととされています。

○幼児教育・保育の無償化

幼児教育の重要性に鑑み、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することを目指して、令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月から幼児教育・保育の無償化の制度が始まりました。この制度により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもたちの利用料が無料となっています。

○「生徒指導提要」の改訂

令和4年12月、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成された「生徒指導提要」が、12年ぶりに改訂されました。これは、平成22年に初めて「生徒指導提要」が作成されて以降、「いじめ防止対策推進法」等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況にあることを踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため改訂されたものです。

この改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応のみならず、児童生徒の発達を支えるような生徒指導（発達支持的生徒指導^{*}）の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明が加えられています。また、性的マイノリティの児童生徒に対する学校の対応、校則の運用・見直し等についても盛り込まれています。さらに、令和5年4月1日から施行される「こども基本法」に位置付けられている子どもたちの健全な成長や自立を促すため、子どもたちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持ったりする「子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保」等についても含まれています。

^{*}幼保小の架け橋プログラム：子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すもの

^{*}発達支持的生徒指導：子どもが自ら発達していこうとする力を支える生徒指導

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保

平成 28 年 12 月に、不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間等に授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務等を規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布されました。

この法律に基づき、文部科学省は、「不登校児童に対する効果的な支援の推進」や「夜間中学の設置の促進」など、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を平成 29 年 4 月に策定するとともに、令和元年 7 月には、それまでの取組の現状・課題及び対応の方向性をまとめた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」を公表するなど、各自治体における施策の一層の推進に向けた取組が進められています。

さらに、令和 4 年 6 月には、「不登校に関する調査研究協力者会議」において、今後重点的に実施すべき施策の方向性に関する報告書がとりまとめられました。この報告書を踏まえ文部科学省から、不登校特例校*設置の推進や学校内の居場所づくり（校内の別室を活用した支援策）、ICT等を活用した学習支援等を含めた教育支援センター*の機能強化等の取組を進めるよう、各地方公共団体等に通知されました。

○学校における働き方改革

文部科学省が行った平成 28 年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月 80 時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の 3 割、中学校で 6 割存在していることが明らかになりました。平成 29 年 6 月に、中央教育審議会は文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問されたことを受けて、さまざまな議論を進め、平成 31 年 1 月に答申を行いました。また、同月、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し公表しました。

その後、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）」の改正により、勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされ、令和 2 年 4 月 1 日から学校における働き方改革が一層推進されることになりました。あわせて、令和 3 年 4 月 1 日から地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用が可能になりました。

また、令和 4 年度に全国の学校を対象に勤務実態調査が実施され、必要に応じて、給特法等の法制的な枠組みを含め、公立学校の教員に関する労働環境について検討することとしています。（実態調査結果は令和 5 年度初めに速報値公表予定）

※不登校特例校：不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校

※教育支援センター：不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、学校以外の場所等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの